

# 住宅改修

階段に手すりを設置したい、お風呂場での転倒を予防したい、  
車いすでも出入りがしやすい玄関に。

そんな住宅改修のニーズに介護のプロフェッショナルが  
きめ細かにお応えします。

ご利用者様の立場に立ち、現在の生活改善はもちろんのこと、  
今後長い目でみた快適生活の持続を目指した改修プランを  
ご提案させていただきます。

## 住宅改修制度について

介護認定審査を受けられて、要支援・要介護と認定された方を対象とした在宅サービスで、  
20万を上限として、本人の負担割合(1割・2割・3割)の自己負担で工事が行えます。※例外もございます。  
住宅改修費の給付は生涯1回のみですが、給付限度額内であれば、  
何度でも介護保険による工事が行えます。  
但し、住所の変更や身体状況が大きく変化した場合は再度給付が可能です。  
上限を超えられた場合は自己負担となります。



**例** 合計**20万5000円**の工事の場合、  
**2万円**(20万円に対する1割)と**5000円**が自己負担額です。

## ふれあい工房 住宅改修事業

### 東村山営業所

住所 〒189-0014  
東京都東村山市本町4-12-9  
アメニティ・パレス M101号室  
TEL 042-398-5350

### 小平営業所

住所 〒187-0043  
東京都小平市学園東町2-7-16  
ファミリーアカシア店舗 C号  
TEL 042-313-6577

### 東久留米営業所

住所 〒203-0032  
東京都東久留米市前沢4-9-6  
E号  
TEL 042-420-5445

### 武蔵村山営業所

住所 〒208-0013  
東京都武蔵村山市大南2-47-14  
ヴァーダーC A号室  
TEL 042-843-9891

### 青梅営業所

住所 〒198-0032  
東京都青梅市野上町4-5-7  
スカイハイツいせひろ 102号  
TEL 0428-84-2382

# 申請の流れ



## ◆ 手すりの取り付け

転倒防止やスムーズな移動、立ち座りの際の身体負担の軽減に効果的です。又、自立支援にも役に立ちます。

## ◆ 段差の解消

段差は歩行が困難な人の行動を妨げ、転倒などの事故の原因にもなりますし、車いすの利用の妨げにもなります。

## ◆ 床材の変更

居室、浴室、廊下、階段、トイレ、玄関、玄関アプローチ、庭など滑る危険は家の中の至るところにあります。それぞれの場所にふさわしい安全な床材に変更します。

## ◆ 扉の変更

居室やトイレ、浴室などの出入りをスムーズにでき、転倒防止等にも有効です。又、緊急の際の戸の開閉にも効果的です。

## ◆ 便器の変更

身体への負担を軽減し、快適な排泄ができるようにします。又、介護者への負担軽減にもつながります。

# 施工写真事例

## 手すりの取り付け(トイレ)



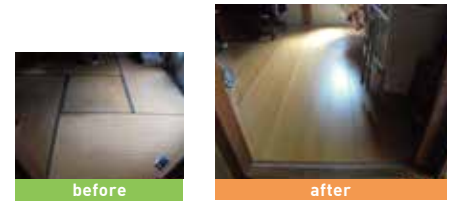
トイレに手すりを設置することにより、安全にトイレ動作を行う。

## 手すりの取り付け(浴室)



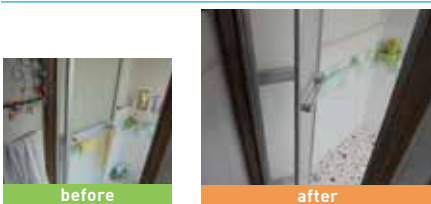
浴室内に手すりを設置することにより、安全に入浴動作をする。

## 床材の変更



寝室の畳をフローリングに変更することにより、車椅子移動を安全に行う。

## 扉の変更



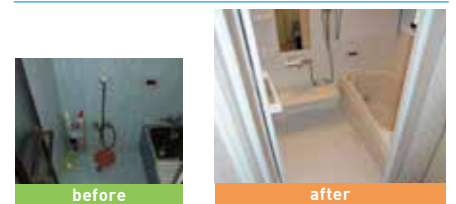
浴室の扉を開き戸から折れ戸へ変更することにより、安全に出入り動作する。

## 便器の変更



トイレを和式から洋式にすることにより、安全にトイレ動作を行う。

## 浴槽の交換



浴室をユニットバスに変更することにより、段差を軽減し安全に入浴する。

## 段差の解消(外構)



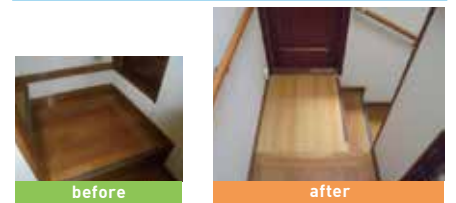
玄関先に階段・手すりを設置することにより、安全に出入り動作を行う。

## 段差の解消(外構)



居室から庭先の段差を解消し、車椅子で安全に移動を行う。

## 段差の解消(廊下)



2Fのトイレ前に階段の段差があるため、床をかさ上げし階段の形状を変更することにより安全に移動する。

